

許可第 1371 号

薬局開設許可証

氏名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあつては、名称)

薬局の名称 ファルコ薬局 日野谷店

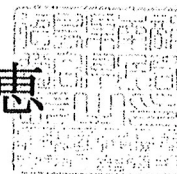
薬局の所在地 那賀郡那賀町大久保字大西10-1

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和 3 年 1 月 27 日

徳島県南部総合県民局長 木 具

恵



有効期間

令和 3 年 3 月 1 日から

令和 9 年 2 月 28 日まで

ファルコ薬局 日野谷店

管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	ファルコ薬局日野谷店
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	西本 宇志
勤務する薬剤師 (担当業務)	濱田 雅文(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 森 美幸(保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	なし
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師:名札に氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者:- その他の勤務者:名札に氏名を記載
営業時間	月～金…9:00-17:45
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	0884-64-0610 0884-64-0610(夜間転送)

取り扱い可能な公費負担医療

生活保護法に基づく指定

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定(結核医療)

戦傷病者特別援護法に基づく指定

母子保健法に基づく指定

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定

障害者自立支援法に基づく指定(精神通院医療)

障害者自立支援法に基づく指定(育成医療・更生医療)

労働者災害補償保険法に基づく指定 (労災医療)

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定

児童福祉法に基づく指定 (未熟児指定養育)

肝炎治療特別推進事業に係る医療費助成制度

当薬局のサービスについて

当薬局では調剤基本料3-Iを算定しています。

当薬局では後発医薬品調剤体制加算2を算定しています。

当薬局では連携強化加算及び医療DX推進体制加算1を算定しています。

当薬局ではかかりつけ薬剤師指導料を算定しています。

当薬局では健康相談を行っています。

当薬局では調剤管理料を算定しています。

当薬局では服薬管理指導料を算定しています。

当薬局では特定薬剤管理指導料加算を算定しています。

当薬局では医療情報取得加算を算定しています。

以下、当局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、871品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。
5. 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。
6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
問い合わせ先：TEL 0884-64-0610 薬剤師：濱田 雅文、西本 宇志、森 美幸
尚、平日は19:00以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算40点（1点10円：保険の負担割合により金額が異なります）が加算されます。
また、営業時間外に緊急な求めて調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
問い合わせ先：所在地 〒771-5410 徳島県那賀郡那賀町大久保字大西10-1
TEL 0884-64-0610
FAX 0884-64-0611
E-mail fph.hinotani@falco.co.jp

お薬情報内容

ア. 一般名 イ. 剤型 ウ. 規格 エ. 製剤の特徴 オ. 緊急安全性情報、安全性速報
カ. 医薬品・医療機器等安全性情報 キ. 医薬品・医療機器等の回収情報

9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

〔開局時間〕

月～金曜日 9:00～17:45

(土日・祝日休業)

ファルコ薬局日野谷店

 **FALCO**

薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受け付けできなくなり、
医療機関での再発行が必要です。



**保険証のご提示を
お願い致します**

初めてご来局の方・転職・異動などで保険証が
変わられた方はご提示をお願いします



個別の調剤報酬の算定項目の分かる
明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に
個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で
発行いたします。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出下さい。

2025年度 調剤報酬点数一覧表

2025年4月1日改定

調剤基本料	調剤基本料【要届出】	調剤基本料1 調剤基本料2 調剤基本料3 イ・ロ・ハ 特別調剤基本料A・B	処方箋受付回数・集中度等に応じて	45点 29点 24点・19点・35点 5点・3点	
	複数医療機関の同時受付2回目以降	2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降		80/100	
	調剤基本料の減算	安給率5割以下、かかりつけ機能未実施など		50/100	
	地域支援体制加算【要届出】1・2・3・4	在宅、麻薬、医薬品の備蓄など地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて		32点・40点・10点・32点	
	連携強化加算【要届出】	災害や新興感染症発生時に地域において必要な役割が果たせる体制		5点	
	後発医薬品調剤体制加算【要届出】1・2・3	直近3か月の後発医薬品 調剤数量割合に応じて	1:80%以上 2:85%以上 3:90%以上 50%以下	21点・28点・30点 ▲5点	
	後発医薬品調剤体制減算	在宅患者を十分行うための体制整備や実績に応じて在宅患者の処方箋受付時に算定		15点・50点	
	在宅薬学総合体制加算【要届出】1・2	オンライン資格確認や電子処方箋など、医療DXを推進する体制		6点・8点・10点	
	医療DX推進体制整備加算【要届出】(月1回)	長期保存困難の分割調剤の2回目以降又は初めて後発医薬品調剤時の分割調剤の2回目 医師の分割指示による場合	2回に分割・3回に分割	5点 1/2・1/3	
	分割調剤時の2回目以降の調剤基本料				
調剤技術料	内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く）	1剤につき(3剤まで)		24点	
	内服用滴剤	1調剤につき		10点	
	屯服薬	受付1回につき		21点	
	浸煎薬	1調剤につき(3調剤まで)		190点	
	湯薬	1調剤につき	7日分以下の場合 8日分以上 28日分以下の場合 29日分以上の場合	7日目以下の部分 8日分以上の部分(1日分につき)	190点 190点 10点 400点
		3(調剤まで)			
	注射薬	受付1回につき			26点
	薬剤調製料	無菌製剤処理加算【要届出】	1日につき	中心静脈栄養法用輸液、麻薬 抗悪性腫瘍剤	69点(6歳未満137点) 79点(6歳未満147点)
外用薬		1調剤につき(3調剤まで)		10点	
麻薬加算		麻薬を調剤した場合、1調剤につき		70点	
向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算		向精神薬・覚醒剤原料・毒薬を調剤した場合、1調剤につき		8点	
開局時間以外等の加算		時間外：終日休業日及びおむね午前8時前及び午後6時以降 休日：日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日 深夜：午後10時から午前6時まで	基礎額＝調剤基本料＋薬剤調製料＋調剤管理料	基礎額の100/100 基礎額の140/100 基礎額の200/100	
夜間・休日等加算		午後7時～午前8時(土曜は午後1時～午前8時)及び休日・深夜		40点	
自家製剤加算(予製剤及び錠剤半量は20/100)		1調剤につき	①内服薬(7日分毎) ②屯服薬 ③内服薬・屯服薬 ④外用薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 錠剤、トロチゲル、軟膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、洗眼剤 液剤	20点 90点 45点 90点 75点 45点
計量混合調剤加算(予製剤は20/100)	1調剤につき	イ：液剤 口：散剤、顆粒剤 ハ：軟・硬膏剤		35点・45点・80点	
調剤管理料	調剤管理料(内服薬) 内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く	1剤につき (3剤まで)		4点 28点 50点 60点	
	調剤管理料(内服薬以外)	処方箋受付1回につき		4点	
	重複投薬・相互作用等防止加算イ・ロ	イ：残薬調整に係るもの以外 口：残薬調整に係るもの		40点・20点	
	調剤管理加算	複数医療機関から6種類以上の内服薬が処方され、一元的に把握し管理する場合 オンライン資格確認を導入している場合	初めて処方箋を持参 2回目以降で処方変更・追加あり	3点 3点	
	医療情報取得加算(1年に1回)			1点	
	服薬管理指導料1	原則3か月以内に再度処方箋を持参し、手帳提示の場合		45点	
	服薬管理指導料2	1の患者以外の患者に対して行った場合		59点	
	服薬管理指導料3(月4回)	介護老人福祉施設等の患者に訪問した場合		45点	
	服薬管理指導料4(情報通信機器等を用いた服薬指導)イ・ロ	イ：原則3か月以内に再度処方箋を提出し手帳提示の場合 口：左記以外		45点・59点	
	服薬管理指導料の特例	かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合 3か月以内の再来局患者のうち、手帳の持参割合が50%以下など		59点 13点	
薬学管理料	かかりつけ薬剤師指導料【要届出】	医師と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導した場合		76点	
	[服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料の加算]				
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		22点	
	特定薬剤管理指導加算1 イ・ロ	特に安全管理が必要な医薬品の指導 イ：初めて処方時 口：指導の必要時		10点・5点	
	特定薬剤管理指導加算2【要届出】(月1回)	抗悪性腫瘍剤(注射薬)に関する薬学的管理及び結果を医療機関に文書により情報提供した場合		100点	
	特定薬剤管理指導加算3(初回処方時)イ・ロ	イ：RMPIに基づく資料による説明指導 口：調剤前に医薬品の選択に係る説明・指導		10点・10点	
	乳幼児服薬指導加算	乳幼児(6歳未満)への服薬指導、かつ指導内容を手帳記載		12点	
	小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行い、内容を手帳記載		350点	
	吸入薬指導加算(3月に1回)	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者に対し、文書や練習用吸入器等を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合		30点	
	かかりつけ薬剤師包括管理料【要届出】	地域包括診療料等の算定患者を対象とする包括点数。時間外加算等、夜間・休日等加算、薬剤・材料等は出来高算定		291点	
在宅関連	外来服薬支援料1(月1回)	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化等の服薬管理の支援を行った場合		185点	
	外来服薬支援料2	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化及び服薬指導を行い、かつ服薬管理の支援を行った場合に、内服薬の日数に応じて	42日分以下(7日分毎) 43日分以上	34点 240点	
	施設連携加算(月1回)	入所中の患者を訪問し施設職員と協働した服薬管理		50点	
	服用薬剤調整支援料1(月1回)	処方医に薬剤師が文書を用いて提案し、内服薬6種類以上が2種類以上減少した場合		125点	
	服用薬剤調整支援料2(3月に1回)	複数医療機関からの内服薬6種類以上の処方を一元的把握し、処方医に減薬等の提案を行った場合	実績あり薬局 上記以外	110点 90点	
	調剤後薬剤管理指導料(月1回) 地域支援体制加算届出薬局に限る	調剤後も指導等を行い、医療機関に文書等により情報提供した場合	新たに糖尿病が処方または変更 慢性心不全で作用機序が異なる複数治療薬服用	60点 60点	
	在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回又は月8回)	医師の指示に基づき患者を訪問し薬学的管	1 単一建物診療患者1人の場合 2 単一建物診療患者2～9人の場合 3 単一建物診療患者10人以上の場合	650点 320点 290点	
	在宅患者オンライン薬剤管理指導料(1～3と合わせて月4回又は月8回)	情報通信機器等を用いて在宅患者に対し服薬指導を行った場合		59点	
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1(1と2を合わせて月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合		500点	
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(1と2を合わせて月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導の対象外の疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合		200点	
在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	計画的な訪問薬剤管理指導とは別に情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を行った場合		59点		
在宅患者緊急時等共同指導料(月2回限り)	急変等に医療従事者等と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合		700点		
その他	[在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算及び在宅患者緊急時共同指導料の加算]				
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		100点(オンライン22点)	
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対し、注入ポンプによる麻薬の使用状況や副作用の確認等を行った場合		250点	
	乳幼児加算	乳幼児(6歳未満)に対し指導を行った場合		100点(オンライン12点)	
	小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し指導を行った場合		450点(オンライン350点)	
	在宅中心静脈栄養加算【要届出】	在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対し、保管の状況、配合変化等を確認し管理及び指導を行った場合		150点	
	退院時共同指導料(入院中1回又は2回)	患者の入院医療機関の医師・看護師等と共同で、退院後に必要な指導を行い、文書で患者に情報提供を行った場合		600点	
	服薬情報等提供料1(月1回)	医療機関等からの求めがあった場合に文書による情報提供を行った場合		30点	
	服薬情報等提供料2(月1回)イ・ロ・ハ	薬剤師が必要性を認めた場合に文書による情報提供を行った場合		20点・20点・20点	
	服薬情報等提供料3(3月に1回)	入院予定の患者について、医療機関の求めに応じて持参薬整理と文書による情報提供を行った場合		50点	
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1	処方内容を照会し処方内容が変更された場	イ：残薬調整に係るもの以外 口：残薬調整	40点・20点		
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料2	処方箋交付前に処方提案し処方箋を受付け	イ：残薬調整に係るもの以外 口：残薬調整	40点・20点		
経管投薬支援料(初回に限り)	経管投薬実施患者が簡易懸濁法開始時に支援を行った場合		100点		
在宅移行初期管理料(訪問点数等の初回算定月1回限り)	在宅移行時に認知症・乳幼児・末期がんなど重点的支援が必要な単一建物1人患者の場合		230点		
介護報酬	在宅療養管理指導費(月4回又は月8回) *介護予防在宅療養管理指導費も同様	医師の指示に基づき患者を訪問し管理・指導を行い、介護支援専門員に情報提供した場合	1 単一建物1人 2 単一建物2～9人 3 単一建物10人以上	518単位 379単位 342単位	
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合。オンライン不可		100単位	
	医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	医療用麻薬持続注射療法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可		250単位	
	在宅中心静脈栄養加算【要届出】	在宅中心静脈栄養法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可		150単位	
	特別地域在宅療養管理指導加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所より実施する場合		所定単位数の15/100	
	中山間地域等における小規模事業所加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する小規模事業所より実施する場合		所定単位数の10/100	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【要届出】	中山間地域等に居住する利用者に対し通常の事業実施地域を超えて実施する場合		所定単位数の5/100	
	情報通信機器を用いた行う場合	在宅療養管理指導1～3と合わせて月4回又は8回まで		46単位	

(当薬局で算定している項目の点数です。1点10円にて、計算します。患者様の一部負担金には、上記以外に薬剤料等も含まれています。)

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
<ul style="list-style-type: none">・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点/回・同じ建物内にて療養中の方が 2～9名 320点/回10名以上 290点/回 <p>自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none">・在宅で療養中の方 518点/回・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点/回10名以上 342点/回 <p>自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。</p>
点数は全て1点=10円です。計算例)10点=100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 日野谷店

管理薬剤師:西本 宇志

徳島県知事指定介護保険事務所 第3641340165号

[営業日・営業時間]
平日:9時00分～17時45分
土曜・日曜・祝日:休み

[所在地]
那賀郡那賀町大久保字大西10-1
[連絡先]
TEL:0884-64-0610
FAX:0884-64-0611

かかりつけ薬剤師指導料 及びかかりつけ薬剤師包括管理料

当薬局では以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

保険薬剤師の経験3年以上
週32時間以上の勤務
当薬局1年以上在籍
研修認定薬剤師の取得
医療に係る地域活動の取得への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を致します。

お薬の販売方法について

分類と外箱表示

陳列方法

情報提供と相談への対応

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの

販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品を除く)

販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

第二類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第一類医薬品を除く)

※指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。

『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください

第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します

薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

一般用医薬品

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
0120-149-931

苦情相談窓口

徳島県薬剤師会
088-655-1100
徳島県薬務課
088-621-2231

お客様各位

医薬品の適正な使用について

お客様の健康を守るため、下記に取り組んでおります。
ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 当店では濫用等の「適切な使用以外の目的での医薬品等の購入」をお断りします。
2. 濫用等のおそれのある医薬品を購入される場合、下記の対応をさせていただきます。
 - ①購入者が若年者(高校生以下)の場合、氏名・年齢を確認します。
 - ②販売は原則おひとり様1個とさせていただきます。
 - ③複数個購入をご希望の際には理由を確認します。
 - ④「薬物濫用・薬物依存」の疑いがある場合には、しかるべき対処をし、法令に基づき副作用報告を行います。
3. 市販の医薬品による対応が適切でないと判断した場合、受診等を勧めます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2(抜粋)

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局日野谷店



20歳未満のお客様へ

薬物濫用防止について

薬物濫用防止のため、以下の成分を含む医薬品の販売時に特別なルールを設けておりますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

【対象となる成分等】

- ・エフェドリン
- ・コデイン(鎮咳去痰薬に限る)
- ・ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る)
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る)
- ・ブロムワレリル尿素(ブロモバレリル尿素)
を成分として含有する医薬品

(平成25年厚生労働省告示第252号)

1. 販売時、学生証等により氏名・年齢・学校名または勤務先を確認させていただきます。
2. 上記が**確認できない場合、販売を行いません。**
3. 特に、以下の3成分については、**おひとり様1個(1箱または1瓶)の販売に限定**させていただきます。(やむをえない場合を除く)
 - ジヒドロコデイン(咳止めに限る)
 - メチルエフェドリン(咳止め液体製剤に限る)
 - ブロムワレリル尿素(またはブロモバレリル尿素)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2(抜粋)

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局日野谷店



個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

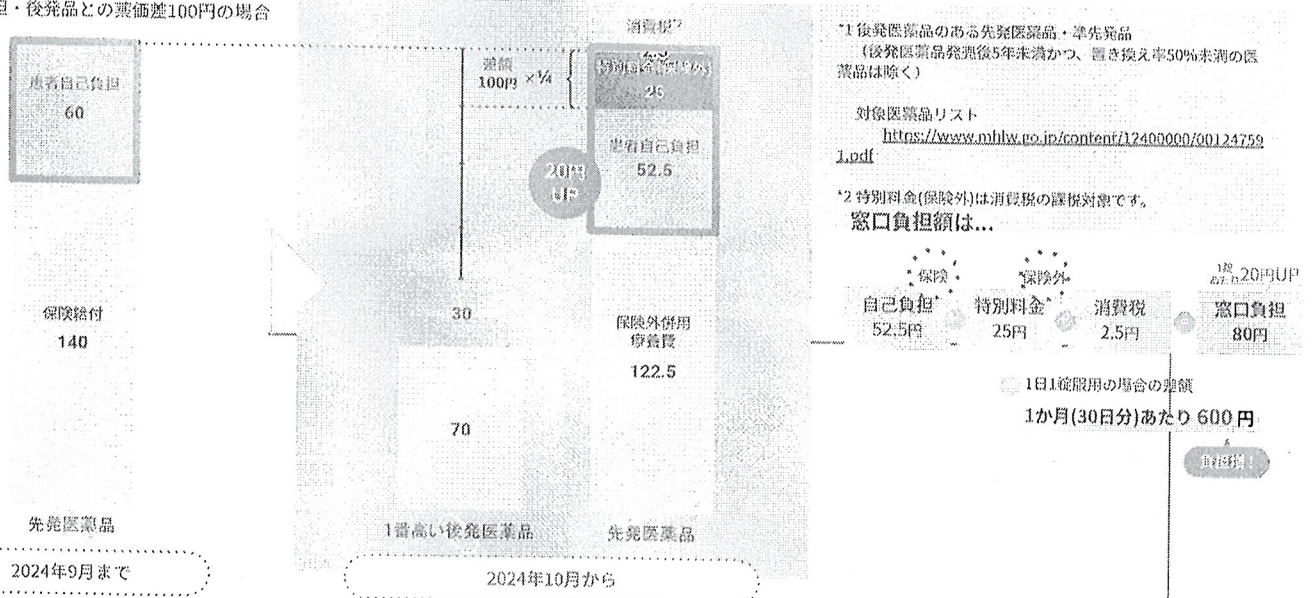
2024年10月から 医薬品の負担額が 変わります

長期収載品の選定療養費についてのお知らせ

先発医薬品を選ぶと負担額が上がります

10月以降、先発医薬品(長期収載品)¹を希望する場合、後発医薬品(ジェネリック)との差額の1/4が自己負担(保険対象外)となります。

■ 3割負担・後発品との差額差100円の場合



公費助成のある方も 窓口負担 となります

選定療養費は公費助成されません

公費(国・地方)とは

- ・子ども医療
- ・特定疾患
- ・自立支援
- ・ひとり親家庭 など
- ・重度障がい者

医療保険に加入しているすべての方が対象です

選定療養の対象外となる場合

- ・労災
 - ・自賠責
 - ・自費
 - ・医療上の必要性が認められる場合
- 医療保険外のため対象外

処方箋の書式が変更され、
医師の判断が確認できるようになります



いつまでも安心して医療を受けるために、医療費適正化にご協力をお願いします。
ご不明点についてはかかりつけ医院、薬局にてお声掛けください。